

齒科保健課

8020運動推進特別事業について

【事業見直しの背景】

- 平成 21 年 11 月 行政刷新会議「事業仕分け」での評価 → 平成 22 年度反映済み
「見直し、新政権の政策に沿って、予算規模、事業内容、使われ方等々含めて検討していく」
- 平成 22 年 8 月 民主党行政刷新 PT 「再仕分け」分科会ヒアリングでの意見 → 平成 23 年度反映予定
「健康予防の促進や医療費の縮減等に対する事業の関与、成果等を示す工夫をして欲しい」

【事業見直しのポイント】

(1) 事業の実施主体等

- ① 本事業の実施主体は都道府県とする。（外部委託は認めない）
- ② 事業の実施に当たっては、8020運動推進特別事業検討評価委員会（外部委員会）を設置し、各地域における歯科保健に関する課題の検討、事業計画の策定や評価を行う。
- ③ 委員会は歯科保健医療サービスを利用する者を含めた委員構成とする。
委員構成の例：歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等

(2) 事業内容等

- ① 個別事業の委託は 8020 運動推進特別事業検討評価委員会で検討・決定された事業に限る。
- ② 事業は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から 1 以上の事業を計画的に実施する。
(政策的事業 1)
 - ア フッ化物洗口や歯周病予防のための歯ブラシ指導等、歯科疾患予防に関する事業
 - イ 成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、検診の実施と検診体制の整備に関する事業
 - ウ 要介護者等や障がい者（児）を対象とした口腔ケアや摂食・咀嚼等の機能維持等、口腔機能の向上に関する事業
 - エ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種に対する研修事業
 - オ ケアマネージャー、ホームヘルパー、介護施設職員等の専門職種に対する研修事業
 - カ 歯科疾患予防と生活習慣、全身疾患等との関係に係る調査研究事業、また、要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、8020 運動と医療費の関係等に係る調査研究事業

(政策的事業 2)

その他地域における医療連携等喫緊の課題であり、早急に対応が必要とされる事業

（例：歯科衛生士等歯科医療従事者の確保事業（未就業者に対する就業支援研修等））

(その他事業)

政策的事業に該当しない事業

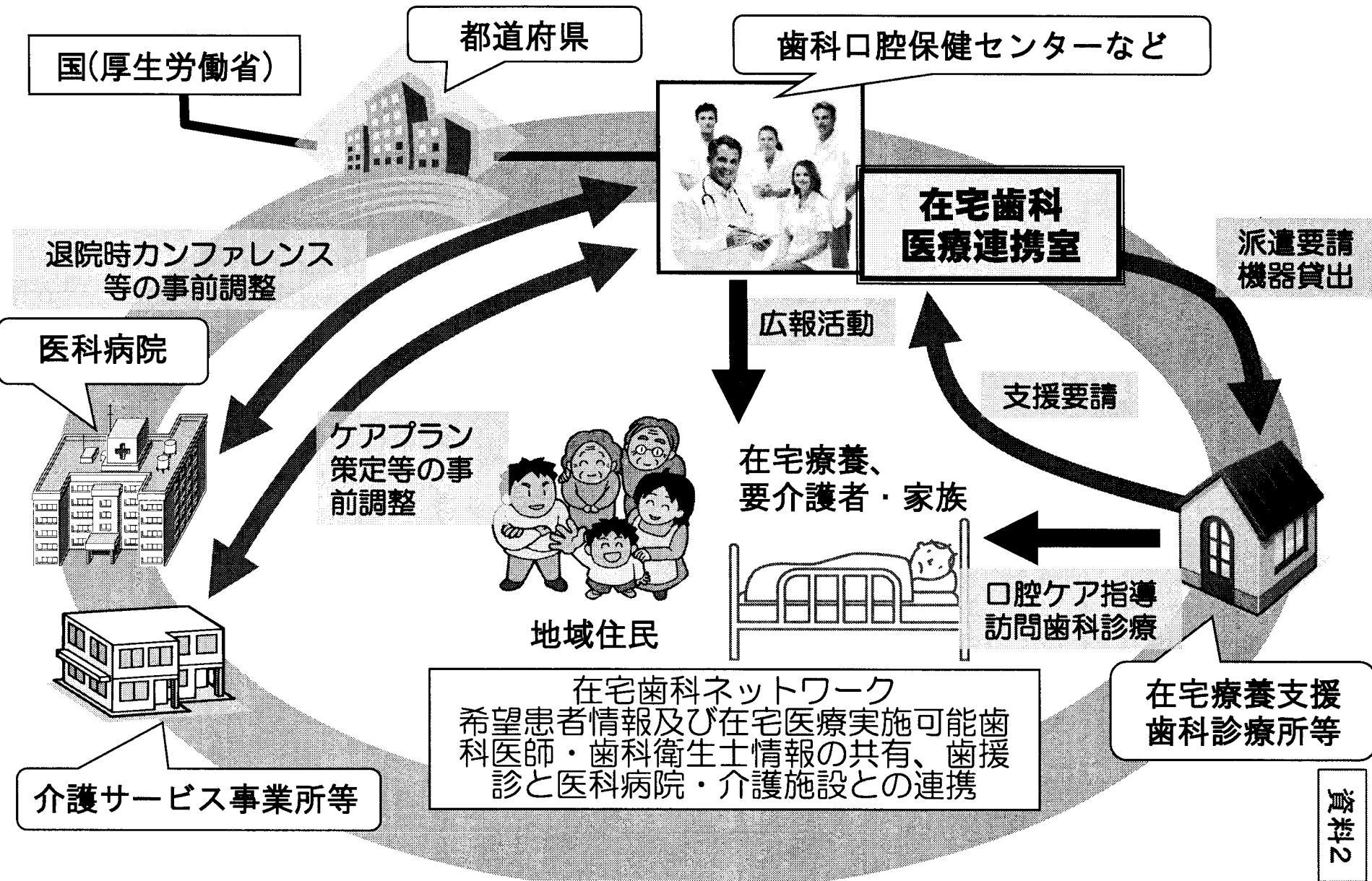
③ 補助対象とならない事業

他の国庫補助事業に該当する事業、広報啓発資料又は物品の作成・配布に関する事業、大会やイベントに関する事業、費用対効果の低い事業

(3) 補助率等は以下のとおりとする。

- ・ 政策的事業 1 … 基準額上限 10,000 千円（補助率 10／10）
- ・ 政策的事業 2 … 基準額上限なし（補助率 10／10）
※ 自都道府県の創意工夫を凝らした事業であり、他都道府県においても先駆的な事業
- ・ その他事業 … 基準額上限 2,000 千円（補助率 1／2）

在宅歯科医療連携室整備事業イメージ

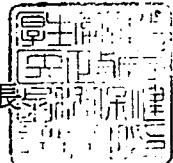




平成 22 年 3 月 31 日
医政歯発 0331 第 1 号

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長通知



補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について

歯科医療の用に供する補てつ物等については、患者を治療する歯科医師が歯科医学的知見に基づき適切に判断し、当該歯科医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で作成されるものですが、通常、患者を直接診療している病院又は診療所内において歯科医師又は歯科技工士が作成するか、病院又は診療所の歯科医師から委託を受けた歯科技工所において、歯科医師から交付された歯科技工指示書に基づき歯科技工士が作成しているところです。

また、国外で作成された補てつ物等の取扱いについては、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」（平成 17 年 9 月 18 日付け医政歯発第 0908001 号医政局歯科保健課長通知。以下「課長通知」という。）において、国外で作成された補てつ物等を歯科医師が輸入し、患者に供する場合は、使用材料の安全性に関する情報等について、患者に対して十分情報提供を行うよう指導したところです。

今般、補てつ物等のさらなる安全性の確保等の観点から、補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について、別添のような取扱いとしますので、よろしく御了知願います。

(別添)

補てつ物等の作成の委託については、患者を治療する歯科医師の責任の下、安全性に十分配慮した上で実施されるべきものであることから、歯科医師は、補てつ物等の作成を国外に委託する場合、課長通知のとおり取り扱うとともに以下の事項を遵守されたい。

- ① 補てつ物等を作成する場所（名称及び所在地）を明示して指示を行うとともに、当該指示の内容の要点を診療録等に記録すること。
- ② 使用する歯科材料を明示して指示を行うとともに、当該指示の内容の要点を診療録等に記録すること。

なお、指示に際しては、歯科材料の組成・性状や安全性等に関する情報を添付文書等により事前に把握し、^(注1) ISO規格や^(注2)「歯科鋳造用ニッケルクロム合金（冠用）の製造（輸入）の承認申請について」（昭和60年3月30日付け薬審第294号薬務局審査課長通知）等で定める基準を満たした歯科材料を選定した上で、当該歯科材料が特定されるよう、製品名（製造販売業者名を含む）等を明示して指示を行うこととする。

（注1）ISO規格においては、個々の歯科材料の成分分量等に関する基準が規定されている。

（注2）「歯科鋳造用ニッケルクロム合金（冠用）の製造（輸入）の承認申請について」においては、「ベリリウムを検出してはならない」等の基準が規定されている。

- ③ 補てつ物等を患者に供する前に、当該補てつ物等を作成した者から使用された歯科材料を証明する書類等を取得し、①及び②の指示の内容等に基づき作成されたかどうか確認を行うとともに、当該書類等を診療録に添付する等、適切に保管すること。

事務連絡
平成 22 年 8 月 23 日

各都道府県医務担当部局 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

いわゆる「歯みがきサロン」等について

現在、歯石・バイオフィルムの除去やホワイトニング等を行うことをうたったいわゆる「歯みがきサロン」において、歯科医師若しくは歯科衛生士でない者が歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項の業務を行い、又は歯科衛生士が歯科医師の直接の指導を受けずに同業務を行っているとの情報が寄せられているところである。

歯科衛生士法第 2 条第 1 項の業務については、同法第 13 条により、歯科医師又は歯科衛生士でなければ行うことができない。また、歯科衛生士が同業務を行う場合には、歯科医師の直接の指導の下に行わなければならない。

以上につき、周知を図られるようお願いする。

歯科医師法第16条の2第1項に規定する歯科医師臨床研修に関する省令及び関係通知の一部改正について

平成22年6月
医政局歯科保健課

(1) 新たな臨床研修施設の活用について（省令・通知の改正による）

- 臨床研修を行う分野に関して豊富な症例を持ち、効果的な指導ができる指導歯科医が在籍する医療機関、在宅歯科医療、障害者歯科等を計画的に実践できる医療機関等を臨床研修施設として積極的に活用するため、臨床研修施設の類型として新たに「連携型臨床研修施設」を設ける。
- 連携型臨床研修施設は、他の施設と共同して臨床研修を行うものとし、指定の要件として、
 - ・ 臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること
 - ・ 臨床研修を行うために必要な人員を有していること（具体的には、常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと等。）
 - ・ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
 など、歯科診療所の実態にも配慮しつつ、臨床研修施設の質が担保される基準を設定する。
- 連携型臨床研修施設における研修は、原則として1施設1年あたり合計5日以上30日以内とする。
- その他、連携型臨床研修施設に係る指定の申請手続等について定める。

(2) 臨床研修施設間の連携の推進（いわゆるグループ化の導入）

（通知の改正による）

- 研修内容の一層の充実を図るため、従来から行われている臨床研修施設群方式を継続することは可能とした上で、臨床研修施設間の連携の強化を図った研修実施方法（グループ化）を取り入れることができること。
- 臨床研修施設群方式の研修において、管理型臨床研修施設の管理のもとに、協力型臨床研修施設と連携型臨床研修施設で構成されるグループにより、各施設の特徴を活かした研修を実施できる。

- グループ化による研修期間中は、曜日、週又は月を単位としてグループを構成する複数の研修施設をローテートするなど、研修スケジュールの弾力的な運用ができる。
- グループとなる臨床研修施設の所在は、研修歯科医の負担にならないよう地域性に配慮する。

(3) 臨床研修施設の指定要件の見直し

- 歯科衛生士又は看護師の要件に関しては、原則として常に勤務する歯科医師と概ね同数、又は当該年度に募集する研修歯科医と同数確保されていることとする。ただし、歯科衛生士は常勤換算で1人以上置くこと。
- 入院症例の要件に関しては、現在の歯科医療ニーズの多様化に対応できる歯科医師を養成する観点から、例えば、慢性疾患を持つハイリスク患者への全身管理若しくは麻酔に係る研修又は在宅歯科医療等を実施できる歯科診療所・病院歯科を一層活用する。

(4) 申請様式の簡素化（通知の改正による）

- 臨床研修に係る事務作業が過大となっている状況にかんがみ、臨床研修施設の指定・年次報告等の申請を簡素化するとともに、申請様式の記載内容を整理した。

(5) 研修管理委員会の機能の充実（通知の改正による）

- 研修の進捗状況の把握及び研修実施中の問題に迅速に対応できるよう研修管理委員会の運用指針を定める。
- 施設側にやむを得ない事情が生じ、研修が困難となった場合に、研修歯科医ができるだけ早く研修を再開できるよう、臨時の研修管理委員会を運営指針に基づいて開催可能とする。
- 研修歯科医の指導にあたる歯科医師、歯科衛生士等に対して研修管理委員会が中心となって継続的な研修、指導等を行うよう努める。

(6) 適用時期等について

- 平成23年度から研修を受ける研修歯科医に対する臨床研修から適用する。
- 臨床研修省令の施行後5年以内に臨床研修省令規定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

以上

設置主体別歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士教育機関数、入学定員数

平成22年4月現在

歯科医師			歯科衛生士						歯科技工士							
設置主体	歯科大学 (歯学部)	定員	設置主体	養成施設数	課程別					設置主体	養成施設数	課程別				
					課程数	4年制	3年制	2年制	定員			課程数	4年制	3年制	2年制	定員
(文科省所管)	29	2,482	(厚労省所管)	131(7)	137(7)	0	126(7)	12	6973(386)	(厚労省所管)	44(6)	46(6)	0	6(4)	39	1758(132)
国立大学法人	11	562	都道府県	11	11	0	8	3	314	都道府県	2	2	0	0	2	35
都道府県	1	95	社団法人	42(1)	43(1)	0	42(1)	1	1959(60)	社団法人	21(3)	22(3)	0	3(3)	19	734(314)
学校法人	17	1,825	(うち歯科医師会)	38	38	0	38	0	1,639	(うち歯科医師会)	16(2)	16(2)	0	2(2)	14	364(37)
			医療法人	4(2)	6(2)	0	5(2)	1	80(120)	医療法人	0	0	0	0	0	0
			学校法人	71(4)	74(4)	0	68(4)	7	3448(206)	学校法人	17(1)	18(1)	0	3(1)	15	715(35)
			財団法人	3	3	0	3	0	130	財団法人	4	4	0	0	4	149
			(文科省所管)	31	31	9	20	2	1,682	(文科省所管)	11	11	1	1	9	365
			国立大学法人	4	4	4	0	0	82	国立大学法人	4	4	1	0	3	80
			(うち大学)	4	4	4	0	0	82	(うち大学)	1	1	1	0	0	20
			都道府県	6	6	3	1	2	200	都道府県	0	0	0	0	0	0
			(うち短期大学)	3	3	0	1	2	120	(うち短期大学)	0	0	0	0	0	0
			学校法人	21	21	1	20	0	1,400	学校法人	7	7	0	1	6	285
			(うち短期大学)	12	12	0	12	0	990	(うち短期大学)	2	2	0	0	2	115
計	29	2,482	計	162					8,655	計	55					2,123

※():夜間・内数